

インフルエンザ予防接種の費用を補助します

●予防接種でリスク軽減

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くしたりするために、ワクチンを接種することをいいます。病気になることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうことを防いだりすることを主な目的としています。また、病気にかかったとしても、ワクチンを接種していた人は重い症状になることを防げる場合があります。

●インフルエンザ予防接種費用補助

村に住所を有する人に対し、インフルエンザの予防接種費用を補助します。

新型コロナウイルス感染症対策として今年度のみ自己負担額は無料となります。

予防接種を受ける医療機関や対象者によって、補助回数や手続きが異なります。接種前にご確認ください。

また、定められた接種期間に予防接種を受ける必要がありますのでご注意ください。

【接種期間】 **令和2年10月1日(木)～12月31日(木)**

※この期間以外に接種された場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

【補助回数】 1～13歳未満の人(2回)・13歳以上の人(1回)

【交付申請の提出期限】 **令和3年1月31日(日)まで**

【補助等の手続き】

対象者	契約医療機関 (下記参照)	契約以外の医療機関
【定期】 ・65歳以上の人 ・60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、日常生活がかなり制限される人	住所が分かるもの(健康保険証や運転免許証など)を医療機関窓口で提示してください。 自己負担額 1回 無料 (区分①のみ)	予防接種前に手続きが必要です。 役場健康推進課で「予診票」・「インフルエンザ予防接種済証」の交付を受け、接種医療機関窓口にて健康保険証などと一緒に提示してください。 自己負担額 1回 無料 (ただし、県予防接種広域化未加入の医療機関での接種は、上記と異なり健康推進課での手続きが必要です。)
【任意】 ・1～64歳(上記を除く) 13歳未満の人の予防接種には母子健康手帳が必要です。	住所が分かるもの(健康保険証や運転免許証など)を医療機関窓口で提示してください。 自己負担額 1回 無料 (区分①②)	医療機関窓口で予防接種料金全額を支払い、役場健康推進課に次の書類を添えて補助申請の手続きが必要です。自己負担はありません。 ・補助金交付申請書兼請求書 ・領収書の写し(被接種者名・予防接種名の記載があるもの) ・振込み先の預金通帳の写し

【契約医療機関一覧】

区分	医療機関名	電話番号
①	阿蘇立野病院	(68) 0111
	上村医院	(35) 0336
	寺崎内科胃腸科クリニック	(62) 0378
	藤本医院	(67) 0020
	渡邊内科	(67) 1777

区分	医療機関名	電話番号
②	山口医院	0967 (83) 0506
	たくもと小児科クリニック	0967 (34) 2202
	なみかわ小児科	096 (293) 1163
	てらしま小児科	096 (232) 5151
	よしもと小児科	096 (233) 2520

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL (67) 2704